

特別な支援が必要な生徒に対する指導及び支援の在り方

令和2年12月22日
高等学校課

発達障がいと診断された生徒の数(高校)は、10年前の137名から令和2年度には595名と年々増加している。今後の県立高校における特別支援教育の在り方について議論をお願いします。

1 現状と課題

これまでの取組を通じて、関係機関とのネットワーク構築ができ、各地区におけるリーダー的役割を持つ高校と、その他の高校との情報交換などの連携も進み、各校の特別支援教育に活かされるなど成果があらわれている。また、平成23年度入学生からは、本人・保護者了解のもと、中学校から高等学校へ支援計画の引継を行い、指導・支援の充実に努めている。しかしながら、高校に入学する発達障がいの診断を受けている生徒数は年々増加【資料①】しており、教職員数が増えない中で、対応に苦慮する面が出てきており、県教育委員会としても新たな施策が必要と認識している。

<対応に苦慮する具体例>

- ・学習障がいや注意欠陥多動性障がいによる学力の偏りや集中力不足により、学習内容が定着しない。
- ・発達障がいの二次障がいによる不登校、精神疾患への対応。
- ・コミュニケーション能力の未熟さや偏りによる対人関係トラブル。

2 特別支援教育に係る高等学校課事業について【資料②】

【平成26年の答申以前の実施事業】

・「高等学校における発達障がいのある生徒支援事業」

平成23年度から2年間、県内3地区で各1校を拠点校として実証的研究に取り組み、教職員の意識の変容や、校内の指導・支援体制の改善、授業等のユニバーサルデザイン化などが進んだ。(拠点校：智頭農林、倉吉農業、日野)

・「高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業」

平成25年度から2年間、県内3地区ごとに学校と関係機関とのネットワーク構築に取り組み、生徒支援のための関係機関との連携が進んだ。(拠点校：智頭農林、倉吉総合産業、日野)

【平成26年の答申以後の実施事業】

・「自己理解・他者理解アプローチ事業」

平成27年度から2年間は、高校生が社会的自立を目前にした発達段階であることから、障がい等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施するとともに、これまでの事業で培った関係機関とのネットワークをもとに、効果的なチーム支援の展開を研究した。(リーダー校：青谷、米子白鳳、境港総合技術)

- ・「特別支援教育充実事業」【資料③】(「高校における通級による指導」制度を含む) 県立高校4校(鳥取緑風、智頭農林、倉吉総合産業、米子白鳳)を通級指導教室設置校(以下「設置校」という。)として、特別支援教育コーディネーターを配置している。この4校は特別支援教育の充実に向けて取り組むとともに、障がいのある生徒の自立と社会参加を目指した「高校における通級による指導」【資料④】について、実

践・研究に取り組む。なお、教育課程に位置付けた通級指導は平成30年度から開始。

また、設置校以外の県立高校をアプローチ校として、高校生が社会的自立を目的にした発達段階にあることから、障がい等のある生徒の自己理解と高校生の他者理解を深める取組を実施するとともに、これまでの事業で培った関係機関とのネットワークをもとに、効果的なチーム支援を実践する。

＜平成26年9月29日鳥取県教育審議会答申＞

発達障がいのある生徒など特別な支援を必要とする生徒については、適切な対応に向けた教職員研修や個別の生徒に応じたケース会議を実施するなど、支援体制をより充実させるとともに、共生社会の形成に向けて、障がいのある者とない者とが共に学び合う仕組み（インクルーシブ教育システム）づくりを一層推進すべきである。加えて、発達障がいを含む障がい等の特性に応じた指導や専門の支援職員の配置など、校内体制を整備するとともに、就業先や進学先への適切な引継ぎなどの社会の理解を促進する取組等とおして、生徒個々の高校生活の充実や進路の実現に向け、関係機関と連携したきめ細かな対応ができる体制を充実させることが必要である。

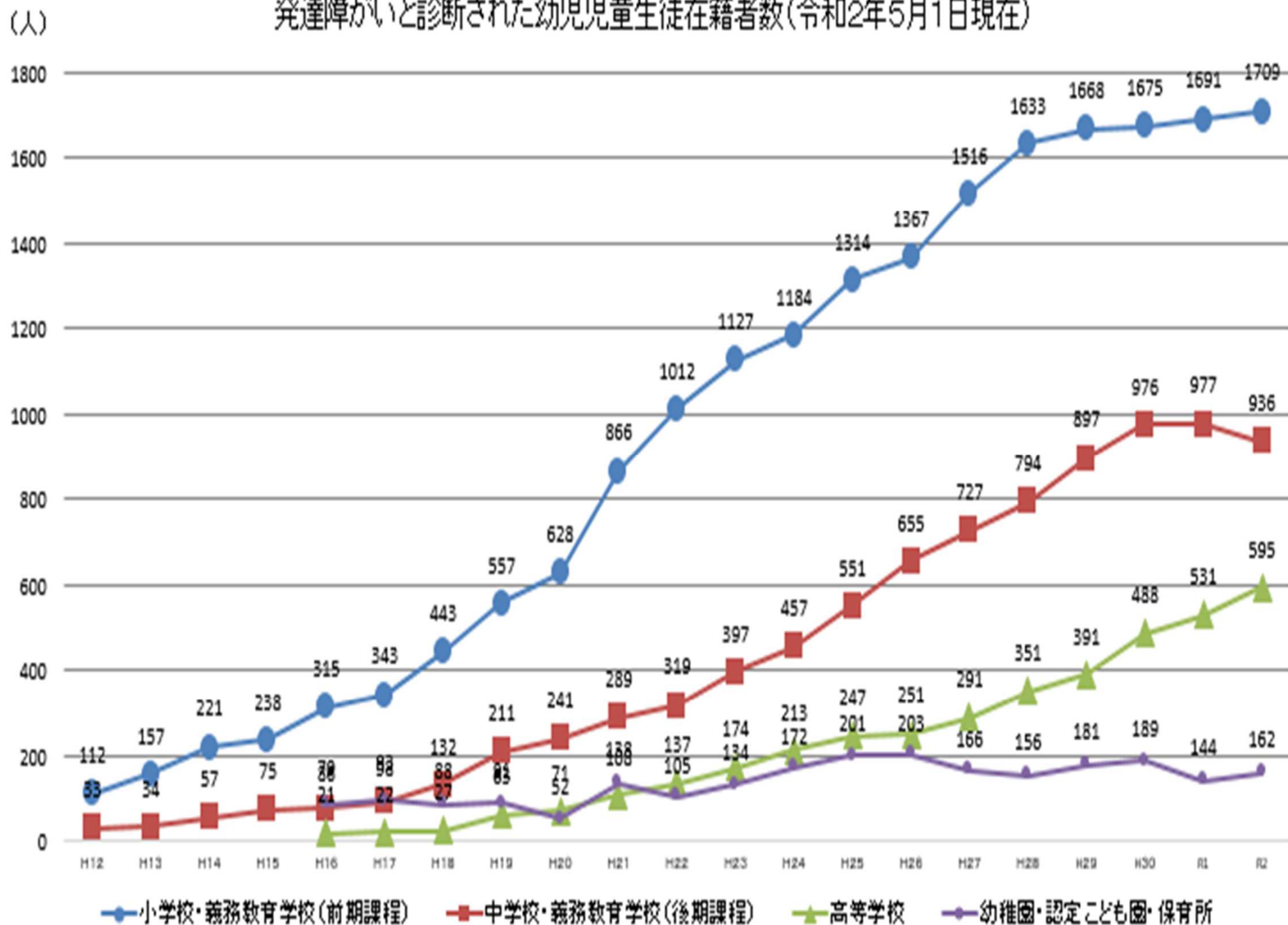
3 特別支援教育に係る校内体制の整備について

- ・全県立高校に特別支援教育担当教員を配置
- ・令和2年度には、13校に14名の特別支援教育支援員を配置
- ・通級による指導を実施する高校に特別支援教育コーディネーターを配置
- ・平成20年度から毎年、教員を大学に派遣して研修【資料⑤】

4 令和8年度以降の本県県立高校の特別支援教育のポイント

- ・通級指導担当者と教科指導担当者及び担任との連携システムの構築
- ・教職員全体の特別支援教育の考え方及び自立活動の指導に関する理解の向上
- ・障がいのある生徒への切れ目のない支援の方策

発達障がいと診断された幼児児童生徒在籍者数(令和2年5月1日現在)



高等学校課の主な取組状況



平成22～24年度	●LD等専門員による全教職員を対象とする校内研修	<ul style="list-style-type: none"> ●「障害者基本法」の改正（平成23年8月） ●「障害者総合支援法」の成立（平成24年6月） ●障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月） ●障害者の権利に関する条約の日本批准（平成26年1月20日） ●鳥取県教育審議会答申（平成26年9月） <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県における今後の特別支援教育の在り方について ・時代を担う生徒を育成するための魅力と活力にあふれる本県高等学校教育の在り方について [平成31年度～令和7年度] ●鳥取県教育委員会事務局及び県立学校における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領（平成28年4月1日） ●学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について（平成28年12月9日）
平成23・24年度	●高等学校における発達障がいのある生徒支援事業	
平成23年度～	<ul style="list-style-type: none"> ●特別な教育的支援を必要とする生徒に関する必要な情報の引継（中学校から高等学校への情報引継）の取組開始 ●特別支援教育担当者連絡会議（研修会）の開始（子ども発達支援課、県立、私立合同会議） 	
平成25・26年度	●高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業	
平成25年度	●「高等学校における特別支援教育の手引き」の作成及び配布	
平成26年度	●「県立高等学校における発達障がいのある生徒に対する指導・支援及び評価について」の発出（平成27年3月31日付け教育長通知）	
平成27年度	●「高等学校における特別支援教育の充実を目指して～関係機関とのネットワークの活用～」（パンフレット）の作成及び配布（平成28年3月31日）	
平成27・28年度	●自己理解・他者理解アプローチ事業	
平成29～	●高校における特別支援教育充実事業	
平成30年～	「高等学校における通級による指導」開始	

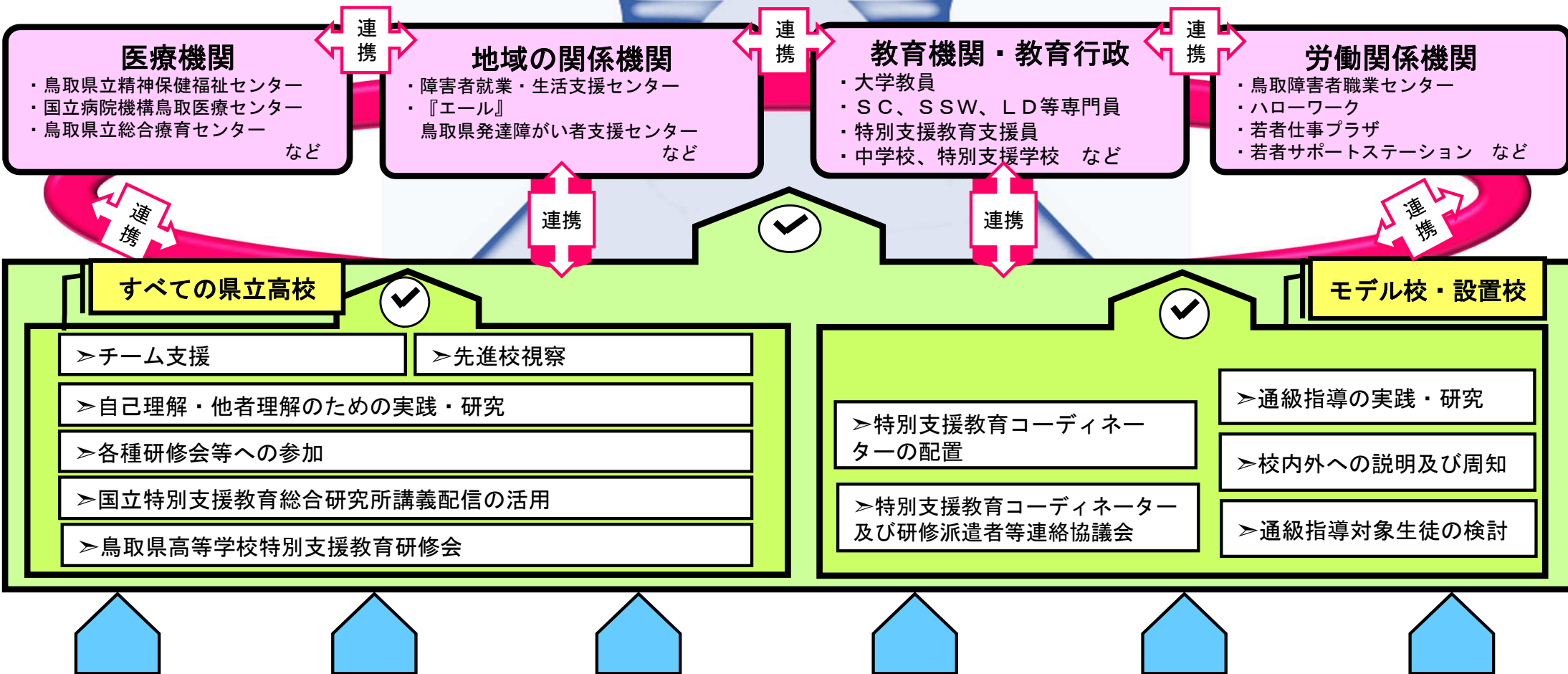
令和2年度 特別支援教育充実事業

高等学校課



- ★生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばす
- ★個別の教育支援計画及び個別の指導計画の活用

- ★自己理解・他者理解を深め、共生の心を育む
- ★障がいのある生徒の自立や社会参加の推進



- 中高の引継 (H23年度入学者～)
- 特別支援学校センター的機能
- 「高等学校における特別支援教育の手引き」の作成 (H25年度作成、R元年度改訂)
- パンフレット「高等学校における特別支援教育の充実を目指して～関係機関とのネットワークの活用～」の作成 (H27年度)
- 高校における通級による指導の制度化 (H30年度～)

- 鳥取県教育審議会答申 (H26)
- 発達障がいの診断のある生徒の増加
- 過去の高等学校課事業
 - ・高等学校における発達障がいのある生徒支援事業 (H23-24)
 - ・高等学校における特別な支援を必要とする生徒支援ネットワーク事業 (H25-26)
 - ・自己理解・他者理解アプローチ事業 (H27-28)
 - ・高校における特別支援教育充実事業 (H29-)

【資料④】

鳥取県立高等学校における通級による指導

令和2年 鳥取県教育委員会

【目的】

本県は、これまで特別な教育的支援を必要とする生徒に対して、合理的配慮の提供等、生徒一人一人の状況に応じた支援を行ってきたところですが、※国の制度の一部改正により、小・中学校からの学びの連続性を一層確保しつつ、「生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援」の一層の充実を目指して、平成30年度から「高校における通級による指導」を実施しています。

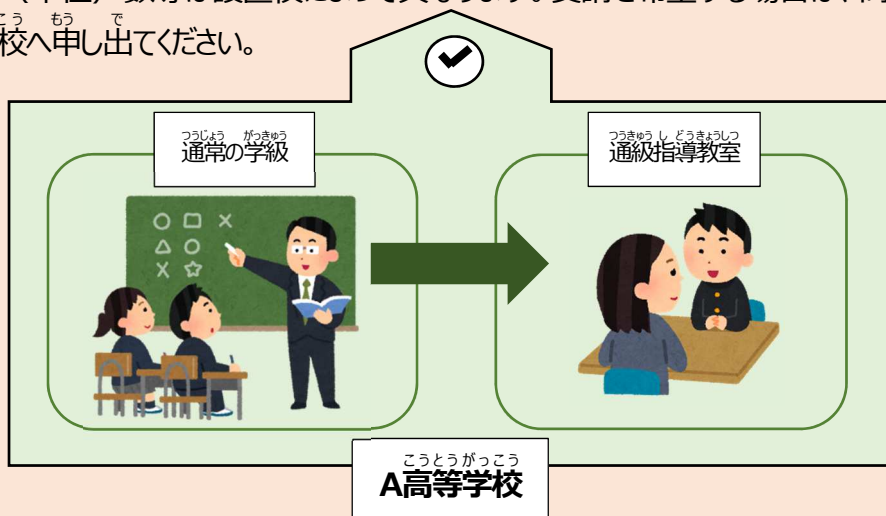
※平成28年12月9日付28文科初第1038号文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」

【対象生徒】

設置校に在籍している「障がいによる学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とする指導」が必要とされる生徒等。該当校の対象生徒の判断に当たっては、医学的な診断の有無にとらわれることなく、総合的な見地から判断します。

【指導形態】

設置校の教員が、その学校に在籍する生徒を指導する「自校通級」としています。時間（単位）数等は設置校によって異なります。受講を希望する場合は、高校入学後、設置校へ申し出てください。



※令和2年度の設置校は次の4校です。

○鳥取緑風高等学校

○智頭農林高等学校

○倉吉総合産業高等学校

○米子白鳳高等学校

通級による指導についてのQ & A

Q. どのような学習を行うのですか。

A. 個々の生徒が自立を目指し、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、心身の調和的発達^{ひつよう ちしき ぎのう たいど およ しゅうかん やしな しんしん ちょうわてきはったつ きばん つちか}の基盤を培うための学習を行います。

例えば、感情をコントロールする方法、対人関係の築き方等、ソーシャルスキルやコミュニケーション^{たか がくしゅうなど}を高める学習等があります。

自立活動の6つの区分（27項目）

1. 健康の保持（5項目）

4. 環境の把握（5項目）

2. 心理的な安定（3項目）

5. 身体の動き（5項目）

3. 人間関係の形成（4項目）

6. コミュニケーション（5項目）

（特別支援学校学習指導要領「自立活動」に相当する学習内容です）

Q. どのような効果が期待できますか。

A. 次のような効果を期待して学習に取り組んでいます。

- 生徒本人の学習意欲や自己肯定感の向上につながる。
- 学習上や生活上の困り感に着目したきめ細かい指導・支援により、その改善につながる。
- 自立や社会参加を図るために必要な能力の育成、集団生活における問題解決につながる。
- 高等学校における特別支援教育が一層充実し、学校全体の支援体制の充実につながる。

Q. 教育課程上の位置づけはどうなっていますか。

A. 通級による指導の時間を、教育課程に加える場合と一部に替えて実施する場合があります。教育課程に加える場合とは、放課後等授業のない時間帯に設定して指導する場合があります。また、一部に替えて実施する場合とは、授業のある時間帯に設定する場合があります。

※指導時間帯は、設置校によって異なります。

【問い合わせ先】

鳥取県教育委員会事務局 高等学校課

鳥取市東町一丁目271番地（電話）0857-26-7917

高校における通級による指導についての設置校の現在の状況

【鳥取県立智頭農林高等学校】設置校

【受講人数】

- 平成30年度 1名
- 令和元年度 3名（2年生）
- 令和2年度 5名

【指導内容】

- ・ソーシャルスキル、ライフスキルトレーニングを中心に学校行事（研修旅行、職場体験）と連携した内容を個人に応じた教材により実施。

【指導体制】

- ・指導教員2名。指導、生徒の記録まとめ、資料作成などを実施。
- ・生徒の振り返りをまとめたファイルの共有（担当者と担任）を今年度は多くの関係教員へ共有することにより、生徒の状況等の情報共有を図る予定。
- ・1年生については、昨年同様に進める。

【鳥取県立米子白鳳高等学校】設置校

【受講人数】

- 平成30年度 3名
- 令和元年度 2名（2年生、3年生各1名）今後1名増加するかもしれない。
- 令和2年度 7名を5グループに分けて実施。

【指導内容】

- ・ソーシャルスキル、ライフスキルトレーニングを中心に、個人・年次に応じて、ストレスマネジメントや進路選択に関わる学習等も実施。

【指導体制】

- ・TTでの指導。（1名進行、1名生徒状況記録）
- ・T2担当教員が、情報共有のための関係教員回覧用資料の準備を担当。
- ・コメント入力欄を設けており、回覧教員による入力を行っている。
- ・1年生は今後見立てをし、昨年同様すすめていく予定。
- ・通信制における通級による指導を来年度実施する方向で進めている。

【鳥取県立倉吉総合産業高等学校】設置校

【受講人数】

- ・令和2年度 3名

【指導内容】

- ・人間関係作り、姿勢保持のための体幹強化や読字など、それぞれの指導計画に沿った取組を進める。
- ・長期休業中はアウトドア体験等を取り入れる。

【鳥取県立鳥取緑風高等学校】

【現在の状況】

- ・昨年度までモデル校として先進校視察等、調査・研究に取り組み、今年度から設置校として、後期から通級指導実施。

【受講人数】

- ・令和2年度 1名（後期より）

【指導体制】

- ・TT授業の実施に当たり、ゲストティーチャー制を導入。T2は輪番で実施。

※来年度新たに2校をモデル校に指定し、令和5年度の設置を目指す。

現職教員研修派遣者（特別支援教育関係）一覧

高等学校課

年度	留 学 先	研修題目	月数
平成20年度	鳥取大学大学院地域学研究科 発達科学分野 発達福祉コース（小枝教授）	発達障がい生徒を対象にした高等学校における 予防的教育相談に関する研究	24
	大阪教育大学特別支援教育講座（上村教授）	高校現場における特別支援教育の方向性	6
平成21年度	島根大学大学院教育学研究科 教育実践開発専攻発達臨床コース（堤教授）	心に届く生徒指導 —特別支援教育の視点から—	12
	鳥取大学生涯学習総合センター 心理学コース（小林准教授）	健康相談活動について	12
	鳥取大学地域学部地域教育学科（小枝教授）	発達障がい児等の理解と支援 —高等学校にお ける特別支援教育を考える—	12
平成22年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（小枝教授）	学習障がい、特に「読み書き障がい」（ディスレ クシア）の効果的な支援法	12
平成23年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（小枝教授）	発達障がい児等の理解と支援	12
平成24年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（小枝教授）	発達障がいのある生徒の理解 —クラス運営を主 とした支援を考える—	12
平成25年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（小枝教授）	高校現場における二次障がいの理解と対応	12
平成26年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（小枝教授）	高校現場における特別支援教育の充実について	12
平成27年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	学習障がい等教育上特別な支援が必要な生徒への 対応（ディスレクシアの特性を持つ生徒への学習 支援）	12
平成28年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	高等学校における通級による指導の可能性	12
平成28年度	島根大学大学院教育学研究科 教育実践開発専攻（三島特任教 授）	高等学校における特別支援教育の視点に立った生 徒理解と支援のための研修の在り方	24
平成29年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	高等学校における通級による指導	12
平成29年度	島根大学大学院教育学研究科 教育実践開発専攻（池尻特任教 授）	高等学校における通級による指導	24
平成30年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	高等学校における通級による指導	12
令和元年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	高等学校における通級による指導	12
令和2年度	島根大学大学院教育学研究科 教育実践開発専攻（原教授）	高等学校における特別支援教育の視点に立った生 徒理解と支援のための研修の在り方	24
令和2年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	高等学校における特別支援教育	12
令和2年度	鳥取大学地域学部地域教育学科（三木教授）	高等学校における特別支援教育	12